

《会費》

年会費 (千円)	製造 (m3/D)		貯蔵消費 (特定単位)	販売	輸送	容器
	製造販売	製造消費				
150	500,000 以上	1,000,000 以上				
100	100,000 以上	500,000 以上		全国現物販売		
80	50,000 以上					全業者
60	10,000 以上	100,000 以上				
50	10,000 未満					
40		10,000 以上	4 単位以上	全国伝票販売	タンクローリー	
30			3 単位以上	卸売		
20		5,000 以上	2 単位以上		バラ容器	
15				小売		
12		5,000 未満	2 単位未満			
10	賛助会員一口当たり					

- ①会費は事業所毎に算定。
- ②同一会社で各事業所毎の合計が 15 万円以上の場合は 15 万円。(公的機関の上限は 7.5 万円)
- ③貯蔵消費の特定単位の 1 単位とは、水素、天然ガス 300m<sup>3</sup>、液化アセチレン 3,000 kg、液化塩素 1,000 kg
- ④小売業者で県内に 2 以上の事業所がある場合は、卸売の会費適用。
- ⑤高圧ガス関連のバルブ等の周辺機器類製造会社は「その他」とし、会費は原則 2 万円とする。
- ⑥年会費は、4 月～翌年 3 月分を年度初めに一括納入。(請求書発行)

☆☆ 関係事業所様及び賛助会員様のご入会をお奨めいたします ☆☆

本会への入会は、協会事務局へお申込み下さい。入会金は一律に 2,000 円です。